

7 新入学児童のアレルギー疾患対応の決定まで

児童及びその保護者の学校生活に対する不安を解消するように配慮するため、できるだけ早い時期から実態の把握を行い、保護者からの個別相談に応じる場を必ず設け、保護者や医師（学校生活管理指導表）からの正確な情報収集に努めることが大切である。校長がその情報をもとに、適切に対応を決定する。

- ① 就学時健康診断案内状発送（9月）
アレルギー疾患に関する調査票（様式1-2）

アレルギー疾患に関する調査から、学校生活に特別な配慮が必要な対象の児童を決定し、保護者面談を実施する。（刻み食等個別の対応が必要な児童生徒についても把握する。）

- ② 就学時健康診断（10月～11月）
アレルギー疾患に関する調査票回収

- ③ 保護者面談案内状送付（11月～12月）
添付書類「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー疾患に関する対応申請書」（様式3）、「家庭における除去の程度」（様式4）、「アドレナリン自己注射薬（エピペン®）等対応票」（様式2）〈対象者のみ〉

アレルギー疾患があり、学校生活において特別な配慮が必要な場合は、必ず保護者に学校生活管理指導表の提出を求める。

- ④ 保護者面談実施（1～3月）
- 幼稚園・保育所から情報収集
 - 個別聞き取り、個人カルテの作成

面談の聴き取りや学校生活管理指導表をもとに校内で具体的対応策を検討し、校内での共通理解を図るとともに対応策を保護者に伝える。（個別の給食対応が必要な児童生徒については、個別対応食に関する調査票をもとに実施する。）

- ⑤ 次年度からの学校対応決定（3月）

- ⑥ 年度当初に学校での対応策について、担任が個人カルテをもとに保護者と確認し合う。（食物アレルギー対応チェックリスト表の活用）

〈配慮事項〉

- ◇ アレルギー疾患を有し、学校において特別な配慮を必要とする児童の保護者に対しては、入学以前に個別に相談する機会を必ず設けること。
児童の状況により、必要に応じた数回の面談を行い、十分な検討をする。
- ◇ 保護者に対して、各学校で「対応できる内容」と「対応できない内容」について正確に伝え、理解を得ること。
- ◇ 保護者には、現在のアレルギー疾患の状況について、医療機関の指導助言を受けよう勧める。
- ◇ 個人情報の保護に十分留意するとともに、情報は学校内で共有し、進学先や転出先の学校へも適切に引き継いでいくこと。